

☆郵送での戸籍謄抄本等の請求方法について☆

① 申請書

別紙の「戸籍謄・抄本等郵便請求書」に必要事項を記入して下さい。

(昼間の連絡先、電話番号を必ず記入してください。)

* 請求の理由はできるだけ詳しく記入してください。

(例)〇〇〇の死亡に伴う△△△の手続きのため、〇〇〇が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍(除籍・改製原戸籍)が必要。

* 戸籍の附票を請求する場合は、必要な住所を記入してください。

(例)廃車するため、〇〇から△△までの住所のつながりが必要。

* 請求される方と、戸籍等に記載されている方との続柄の確認を行います。当村で続柄の確認ができない場合(当村に戸籍等がない方)は、続柄を証明するための戸籍等のコピーを添付してください。

② 手数料(定額小為替)

<戸籍謄抄本 1通 450円> <除籍謄抄本 1通 750円>

なお、戸籍附票、身分証明等は、各市町村によって異なりますのでお確かめのうえご請求ください。定額小為替は、郵便局で購入できます。尚、郵便切手等をご遠慮ください。

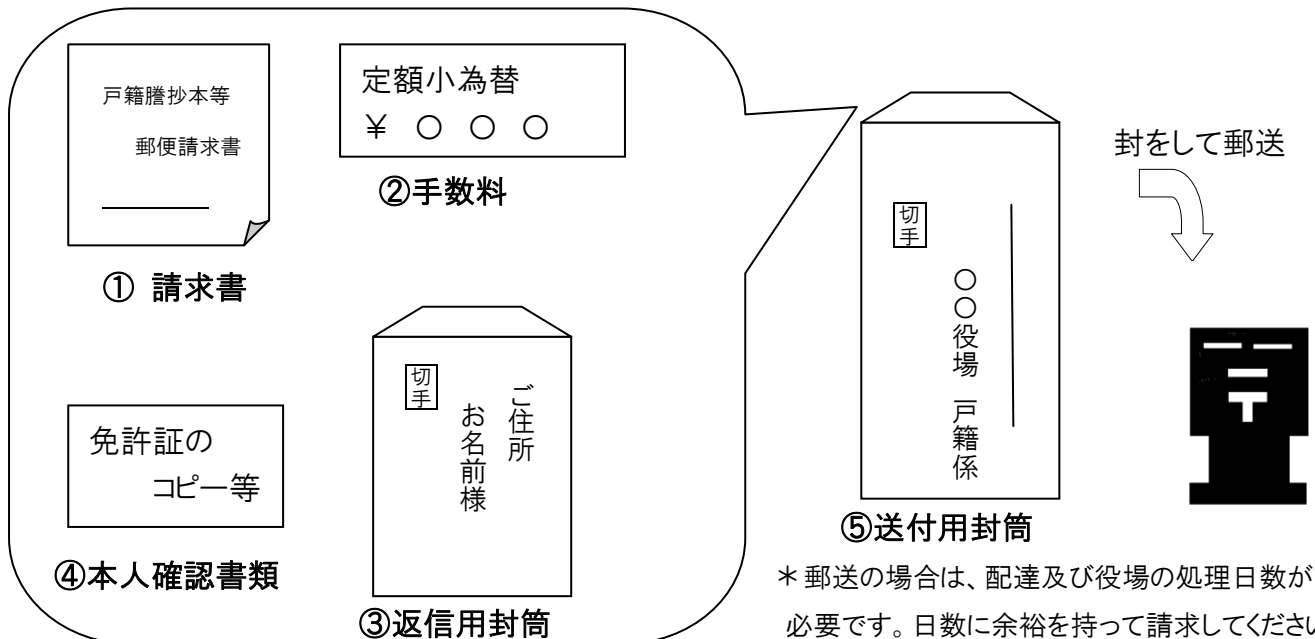
③ 返信用の封筒

住所及び氏名を記入し、郵便切手を貼ったものを同封してください。返信先は住民票のあるところにしか送付できません。お急ぎの場合は、送料分の切手に速達料金を追加してください。

④ 本人確認できる書類の写し

運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証等のコピーが必要となります。

⑤ 送付用封筒に、上記①、②、③、④を同封し、本籍地の市区町村にご請求ください。



* 郵送の場合は、配達及び役場の処理日数が
必要です。日数に余裕を持って請求してください。

注意事項	* 戸籍の証明書を請求できるのは戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属・卑属(父母、祖父母、子、孫等)になり、それ以外の方が使者・代理人として請求する場合は、 <u>委任状が必要</u> です。(戸籍に記載のない兄弟姉妹や直系尊属・卑属以外の親族も同様です。)
------	---

〒 648-0392

奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地

野迫川村役場 住民課 戸籍係

電話0747-37-2101